

令和4年9月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	参	上	滝	達	哉				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行			
企	画	財	政	課	長	村	井	直			
デ	ジ	タ	ル	情	報	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	長	西		清	孝				
子	育	て	支	援	課	長	平	野	雅	巳	
健	康	福	祉	課	長	宮	下	隆			

環境安全課長	吉 村 満
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	山 内 勉
富来病院事務長	藤 井 専
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課長	荒 川 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	向 井 徹
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 町長提出 承認第13号、議案第37号ないし第45号及び第49号並びに
認定第1号ないし第9号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日 程 第 3 町長追加提出 議案第50号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討
論、採決)

日 程 第 4 議員提出 発議第4号及び発委第4号(趣旨説明、質疑、委員会付
託、討論、採決)

日 程 第 5 議員の派遣について

日 程 第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南正紀議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

**日程第2 町長提出 承認第13号、議案第37号ないし第45号及び第49号並びに認定第1号
ないし第9号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

南正紀議長 次に、町長提出 承認第13号、議案第37号ないし第45号及び第49号並びに認定第1号ないし第9号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

南正紀議長 総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案3件について、9月8日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第44号 志賀町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件等が緩和されたことから改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは本町での取得状況についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第45号 志賀町特定公共賃貸住宅管理条例及び志賀町地域優良賃貸住宅管理の一部を改正する条例については、入居資格における同居親族の定義の見直し等により改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは特定公共賃貸住宅の性質についての質問等がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

最後に、議案第49号 志賀町道路線の廃止について（町道第5046号柏女線）については、県営ほ場整備事業区域内の町道について、基盤整備による形状変更

に伴い、廃止するとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 予算決算常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和4年度一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認1件、令和4年度各会計の補正予算にかかる議案7件及び令和3年度各会計決算にかかる認定9件について、去る9月7日、13日、14日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第37号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第3号）について、及び認定第1号 令和3年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第6号 令和3年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数、その他の案件については、全会一致により、可決または認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和4年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第37号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第3号）について、認定第1号 令和3年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和3年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、について、いずれも反対の立場から討論を行います。

まず、議案第37号の補正予算案には、新型コロナウイルスワクチンの接種事業費や、8月4日の大雨による本町海岸への漂着物処理費の増額など、緊急を要するものがあります。

ただ、この補正予算案の中に、富来地域における先進的海洋センター整備事業設計委託料が限られた財源の中、3,735万3,000円盛り込まれております。3,735万3,000円の多額の設計委託ということは、かなり大きな整備事業と見受けられます。であるならばなおのこと、どういう要望があって、それに対して何を整備するのか、もう少し具体的なものを提示のもと、議論が必要と思います。もちろん費用対効果として地域のどのような活性化に繋がるのか、もう少し説明と議論がされるべきものと思います。従って私は、余りにも拙速な設計委託であるとの理由で反対とさせていただきます。

次に、認定第1号 令和3年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。この決算には、昨年4月からの子どもの医療費病院窓口完全無料化の実施、保育所の手洗い蛇口の自動水洗化、本町出身学生等に志賀産米飯パックを送る支援、河川の浚渫、道路の拡幅改良など、積極的多面的な施策の実行があります。ただ、この決算の中には事実上の原発推進任意団体志賀原子力発電所環境安

全対策協議会への補助金140万円、本町独自の学力調査、いわゆる学力テスト、小中学校合わせて163万円の調査委託料等があります。原発は、福島第一原発事故の収束がいまだに見通しが立っていない中、原発再稼働への固執で今気候危機打開のためのCO2削減の切り札である自然再生可能エネルギーへの切り換えが一向に前に進みません。

また学力テストにつきましては、先般、全国学力テストの結果公表比較がありました。学力の把握は、全国学力テストだけで十分であり、県、そして町独自の大掛かりな学力テストまでは不要だと思います。

よって、私は、認定第1号 令和3年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定には、反対とさせていただきます。

続いて、認定第6号 令和3年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。昨年度からの情報発信多重化システムの運用開始に伴い、既存だった、いわゆる8番電話や、IP音声告知端末の運用を停止し、その撤去を実行したのですが、やはりもっぱら戸別受信機で情報を得ておられた方々におかれましては、非常に不安なものとなっています。

よって私は、IP音声告知端末、8番電話使用停止撤去に反対した立場から、その停止、撤去を実行した本決算認定には反対とさせていただきます。

以上であります、議員各位におかれましては、慎重なるご決断を賜りますようお願いを申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

私は、議案37号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案では、新型コロナウイルスの接種事業費及び8月中の記録的な大雨により、本町の海岸に流れ着いた漂着ごみの処理費用、新たな定住促進住宅地費用、そしてまた新規就農総合支援事業費、観光イベント支援事業、富来地域における先進的海洋センター整備事業費などなど、いずれの予算を勘案しても、町の根幹をなすものであり、さらなる住民福祉の向上、そしてまた、町民の安心安全に繋

がっていくものであるというふうに理解をしております。

とりわけ私は、今回のスポーツに寄与する先進的海洋センター整備事業は、近未来における富来地域でのスポーツを通しての地域振興策であり、観光とスポーツによる賑わい創出の第一歩になるであろうと大いに期待し、賛同するものであります。現在、本町ではこれまでも、そして、これからもスポーツ施設を通して、地域の活性化及び交流人口の拡大に取り組んできているところであり、それがまちづくりの一翼を担っているのも確かであります。現に、旧志賀地域においては、総合体育館をはじめ、陸上競技場、野球場、テニスコートなどの施設がほぼ1か所に集積し、宿泊施設も整い、その利便性から、県内はもとより、県外からも多くの学生や一般の方が来町し、それらの施設を要し、合宿を行い、経済効果もはかり知れずあると聞いておりますし、また若い世代の交流人口の拡大が図られています。

しかしながら旧富来町においては、B&G海洋センターと増穂浦臨海広場でのグランドゴルフ場があるだけで、その施設利用には、町民のみの利用するのがせいぜいで、これらが地域活性化及び交流人口の拡大に繋がっているのか、経済効果を生み出しているのかどうか、大変疑問に思っているところでもあります。毎年自然減そしてまた、社会減を含めた人口減少、若年層の町外への流出が、旧志賀町より深刻であり、疲弊の一途をたどる旧富来町の将来を考えると、今後どういふふうな町になっていくのか、なるのか、不安感と焦燥感が、私自身あるのも現実であります。その不安感を少しでも払拭し、地域振興の一環になりうる、この事業を是非とも、町民のために推薦すべきであると強く思っているところでもあります。

この事業費における設計委託料3700万強、この金額を高いと思うのか、良しと思うのかは、それぞれの考え方であります。しかしながら、この金額だけを、ただただ注視し、問題視するべきではないというふうに私はそう思っております。やはり旧富来町の現状をしっかりと把握しつつ、そして富来町の将来像をイメージする、そしてイメージを作り出すことから語るべきであるというふうに私はそう考えます。私が考えるに、町当局も同じ考えで思いであるであろうと考えますが、この施設のみの建設では決して地域活性化、賑わい創出が可能になるわけではなく、この先海洋センターを基点、布石として、いろいろな枝葉をつけつつ、

関連施設を併設し、初めて地域振興、賑わい創出が可能になるとそう考えます。地域活性化の基本は、いろいろな面での差別化であり、地域資源をつくり出し、それを磨き上げ発展させていくことこそが最も重要であるというふうに思います。限られた予算であり、一朝一夕にスムーズに行くはずがありませんが、一步一步町当局とそしてまた議会との共同作業で他の自治体と差別化した地域づくりを進めつつ町民の活力維持とそしてまた、生涯スポーツの推進、とぎ道の駅周辺の賑わい創設、交流人口の拡大、さらには観光を含む地元経済へも有益であるこの事業の推進を期待し、賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、このような考え、思いもあるということを理解していただき、委員会同様に、議案37号に賛成していただけますようお願いを申し上げます。私の賛成討論といたします。

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第13号 専決処分の承認について（令和4年度志賀町一般会計補正予算（第2号））を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第37号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第3号）についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第38号 令和4年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてないし第43号 令和4年度志賀町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第44号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第45号 志賀町特定公共賃貸住宅管理条例及び志賀町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第49号 志賀町道路線の廃止について(町道第5046号柏女線)を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 令和3年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定
についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 令和3年度志賀町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算認定についてないし認定第5号 令和3年度志賀町立診療所事業特別会
計歳入歳出決算認定についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、認定第6号 令和3年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出
決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、認定第7号 令和3年度志賀町水道事業会計決算認定についてないし
第9号 令和3年度志賀町立富来病院事業会計決算認定についてを、一括して採
決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

日程第3 町長追加提出 議案第50号 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南正紀議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第50号 令和4年度志賀町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 去る8月30日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、補正予算に係る議案1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第50号 令和4年度志賀町一般会計補正予算(第4号)については、8月4日の加賀地方を中心とする記録的な大雨により、本町の漁港区域に流れ着いた流木等の漂着ごみの回収経費のほか、8月17日と20日、9月1日の本町における記録的な豪雨により被災した道路や河川、農地や農道、林道等の災害復旧に係る所要額を補正するものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

町長追加提出 議案第50号 令和4年度志賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(日程第 4、発議第 4 号、発委第 4 号 趣旨説明・質疑・委員会付託・討論 採決)

南正紀議長 次に、本日、福田晃悦君ほか 2 名から提出のありました発議第 4 号 令和 4 年 8 月の大雨による災害対策に関する意見書についてを、議題とします。

提出者から、説明を求めます。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 議長。

3番 福田晃悦です。

発議第4号 令和4年8月の大雨による災害対策に関する意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

本年8月の大雨では、本町のみならず全国で甚大な被害が発生する大災害となりました。

石川県内においても、加賀地方を中心に記録的な大雨となり、梯川の氾濫などによって、甚大な洪水被害をもたらし、本町の海岸線にもおびただしい量の流木等が漂着しました。

さらに、本町でも8月17日及び20日並びに30日の大雨では、一部の地区で避難指示が出され、道路の路肩が崩落したほか、河川沿いの集落や農地が一部冠水するなど、多くの箇所被害が発生しました。

現在、県と関係市町が連携し、被災者支援と速やかな復旧に向け全力を挙げて取組を進めていますが、一日も早い復旧・復興を実現するためには、国による強力な支援が不可欠となります。

また、近年、こうした甚大な被害をもたらす豪雨災害が全国各地で毎年のように発生しており、地球温暖化などの影響で今後も発生することが懸念されております。

国に対しては、国民の安全・安心の確保に向け、国土強靱化の取組を更に強力に推進するとともに、被災者の生活再建に向けた施策の充実に取り組むことを強く求められており、早急な支援と効果的な対策をされるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、町民の安心安全に関わる重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは議員提出 発議第 4 号 令和 4 年 8 月の大雨による災害対策に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、本日、総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君から提出のありました発委第4号 ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済支援対策提言に関する決議についてを議題とします。

提出者から、説明を求めます。

8番 南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会委員長の南政夫です。

発委第4号 ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済支援対策提言に関する決議について、趣旨説明をいたします。なお、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束が見通せない状況であるが、全国的には経済活動が活発化してきている。

本町においては、社会経済停滞の長期化が重くのしかかり、町民や事業者から切実な声が寄せられている。

本議会では長期化する感染症の影響を見据え、これまでの教訓を活かしながら備えを充実させるとともに段階的に感染症と共存し得る対策が必要と考え、本町のウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済対策に対し、積極的な支援を目的に以下の提言をする。大きくは3つございます。

1 情報発信について 本町では、多くの経済対策が行われてきたが、情報発信が一方通行であるため、支援の周知が十分とは言えない。年齢層、生活形態、理解度に応じた伝わる情報発信を求める。

また、ホームページやケーブルテレビについては、気軽に見られる情報源ではあるが、関心の低さや操作の不慣れなどから、十分に効果が発揮できていない。実施される支援が、対象者全体に周知されるような情報発信を求める。一つ、高齢者世帯などには、広報だけでなく、回覧板などの地域コミュニティーを利用した情報発信で周知を図ること。二つ、町民が町の情報源として関心が持てるよう、ホームページやケーブルテレビ放送の情報量と見やすさの向上を図ること。三つ、ホームページ、ケーブルテレビ放送、スマートフォンなどによる情報発信の効果が上がるよう、利用の呼びかけや操作方法の出前講座を実施すること。

2 プレミアム商品券等の発行による支援について 支援については、町全体に行き届くよう、利用者の利便性、事業者間の不公平感がないよう実施を求める。併せて、事業の効果を検証し、適時、適切な支援となるよう努めることを求める。一つ、対象店舗への登録手続きの煩わしさから申請を控える事業者がないよう、事業所及び個人事業者に対し、町と関係機関が連携し、サポート体制を充実させること。二つ、事業の進捗や効果の検証を行い、事業効果が町全体に行き届くよう、公平で適切な支援の実施を図ること。

3 新しい生活様式による社会経済活動について 長期化するコロナ禍において、民間だけでは新しい生活様式での社会経済活動に一步を踏み出すことは難しい状況である。過度な自粛とならないよう、コロナ感染状況を踏まえた適切な時期に、感染症対策を施した新しい生活様式での文化活動やイベントを実施し、本町の社会経済活動をけん引するよう求める。

以上について決議するものであります。

議員各位におかれては、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明といたします。

(質 疑)

南正紀議長 説明を終わります。

これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 それでは委員会提出 発委第4号 ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた経済支援対策提言に関する決議についてを採択します。

本案は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は可決されました。

ここで、ただ今、可決された発委第4号の決議に基づき、提言書の提出を行います。

出崎茂男議会事務局長 それでは発委第4号の決議に基づく提言書の提出を行いますので、議長並びにお受けいただく町長は演題前にお進みください。

それでは議長から町長へ提言書の提出をお願いいたします。

南正紀議長 趣旨説明のとおりウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済支援対策について所管の常任委員会が取りまとめた提言書を提出いたします。提言内容が速やかに実現されるよう最大限の努力を期待申し上げます。

出崎茂男議会事務局長 これを持ちまして提言書の提出を終わります。席にお戻りください。

日程第5 議員の派遣について

南正紀議長 次に、議員の派遣についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の

規定により、議員を派遣することにしたいと思います。

1件目は、東京都内で開催される第13回全国原子力発電所立地議会サミットに参加し、住民の安全・安心の確保と地域の振興に資することを目的に議員を派遣するものであります。

派遣議員は久木議員を除く13名で、期間は本年10月27日から28日までの2日間であります。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

続いて2件目でございますが、アゼルバイジャン共和国で開催される同国と日本外交樹立関係30周年記念イベントの参加要請に応えるため、議員を派遣したいと思います。期間は、本年11月23日から11月30日までの8日間であります。

派遣議員は、私、南正紀です。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今の議員派遣について、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

日程第6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

南正紀議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南正紀議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和4年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時48分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第20号
健全化判断比率報告書

- 2 議長報告第21号
資金不足比率報告書

- 3 議長報告第22号
入札結果調書について
(令和4年8月31日 1件)
(令和4年9月15日 5件)

- 4 議長報告第23号
委員会所管事務調査等報告書について (原子力発電所対策特別委員会)

- 5 議長報告第24号
委員会審査報告書

- 6 議長報告第25号
閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 正 紀

志賀町議会副議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 田 中 正 文

志賀町議会議員 富 澤 軒 康